

くらし・なんでも相談

シリーズ
No.6

厚生年金の分割制度

今年4月から施行となる「離婚に伴う厚生年金の分割制度」について、毎月第2土曜日の専門家による無料電話相談には、切実な離婚問題と併せて制度の内容についての質問が多くなってきました。

今回は社会保険労務士の山口正人先生に、「くらし・なんでも相談（ほととぎす）」寄せられた相談に併せて、制度内容について判りやすくご説明いただきました。

【事例①】（女性）

『夫の年収は1,000万円位であるが、平成19年4月1日以降に離婚した場合、年金の分割はどうなるのか。』

夫の年収は1,000万円位であるが、平成19年4月1日以降に離婚した場合、年金の分割はどうなるのか。

夫の年収は1,000万円位あるが、平成19年4月1日以降の離婚分割で、どのくらいの年金が受け取れるのか。

夫の年収は1,000万円位あるが、平成19年4月1日以降の離婚分割で、どのくらいの年金が受け取れるのか。

夫の年収は1,000万円位あるが、平成19年4月1日以降の離婚分割で、どのくらいの年金が受け取れるのか。

【回答】（山口正人 社会保険労務士）

離婚分割の対象となるのは婚姻期間の標準報酬合算額であり、現在の年収とは無関係。

離婚分割はお互いの合意が必要であり、按分は1/2まで。合意できない場合は家裁に申立て。平成20年4月1日から施行3号分割との違いに注意（合意不要だが、分割対象は平成20年4月以降の3号被保険者に限定される）。



くらしむらえるのか。』

【回答】（山口正人 社会保険労務士）

厚生年金の分割は、4月以降に離婚した場合に自動的に半分もらえるということではない。あくまでも、2人の合意により分割を1/2の範囲で決めて請求する必要がある。

これまで、サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、夫は老齢厚生年金を受給できますが、妻は自身の老齢基礎年金を受給するだけで、夫の老齢厚生年金は全く受け取れませんでした。離婚分割は、専業主婦だけでなくすべての夫婦が離婚した場合に婚姻期間中の厚生年金保険料は共同して負担しているものとして、夫婦の厚生年金の加入記録を分割し、年金を計算するものです。

離婚分割

①平成19年4月1日以降に離婚が成立していること。

②離婚分割に夫婦が合意し、請求すること（合意が困難な場合は家庭裁判所の決定による）。

③分割割合は2分の1（最大）までを合意の上決定するため、必ず2分の1になる訳ではないこと。

④分割対象期間は、婚姻期間中の厚生年金加入期間に限ること。

離婚分割はいいことばかりではありません。専業主婦ならともかく、共稼ぎの夫婦では、お互いの厚生年金期間を合算して分割となるため、妻が期待するほどの金額にならないこともあります。また、妻が年金受給資格期間（25年）を満たしていない場合は、せっかく年金を分割しても年金をまったく受け取ることができないため、注意が必要です。

離婚分割は、制度の内容を正確に理解し、お互いの年金加入歴を調べた上で、分割される年金がどの位の金額になるのか社会保険事務所で試算してもらい、夫婦間でよく話し合って決めることが大切です。

また、離婚分割と3号分割を混同してしまっている方も以外に多いことから、今回は、「離婚分割」と「3号分割」の要件と、制度内容の違いを紹介しますので、今後の参考にして下さい。

これまで、サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、夫は老齢厚生年金を受給できますが、妻は自身の老齢基礎年金を受給するだけで、夫の老齢厚生年金は全く受け取れませんでした。離婚分割は、専業主婦だけでなくすべての夫婦が離婚した場合に婚姻期間中の厚生年金保険料は共同して負担しているものとして、夫婦の厚生年金の加入記録を分割し、年金を計算するものです。

これまで、サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、夫は老齢厚生年金を受給できますが、妻は自身の老齢基礎年金を受給するだけで、夫の老齢厚生年金は全く受け取れませんでした。離婚分割は、専業主婦だけではなくすべての夫婦が離婚した場合に婚姻期間中の厚生年金保険料は共同して負担しているものとして、夫婦の厚生年金の加入記録を分割し、年金を計算するものです。

これまで、サラリーマンの夫と専業主婦の妻が離婚した場合、夫は老齢厚生年金を受給できますが、妻は自身の老齢基礎年金を受給するだけで、夫の老齢厚生年金は全く受け取れませんでした。離婚分割は、専業主婦だけではなくすべての夫婦が離婚した場合に婚姻期間中の厚生年金保険料は共同して負担しているものとして、夫婦の厚生年金の加入記録を分割し、年金を計算するものです。

3号分割

⑤婚姻期間中の夫婦それぞれの厚生年金加入の合算期間が分割の対象（婚姻期間以外の厚生年金加入期間は対象外）となること。

⑥離婚分割の申し出は離婚から2年以内に行うこと。

⑦老齢基礎年金は離婚分割の対象外。



【事例②】（女性）

『離婚したいが、夫の厚生年金の分割が出来るようになるまで待っている。い

い。

夫の厚生年金の分割が出来るようになるまで待っている。い

い。

夫の厚生年金の分割が

出来るようになるまで待っている。い

い。

夫の厚生年金の分割が

出来るようになるまで待っている。い